

宇佐市報広告掲載募集要項

1. 趣旨

この要項は、宇佐市広告料収入事業実施要綱（平成19年4月1日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、市報「広報うさ」（以下「市報」という。）への広告の掲載に関し必要な事項を定める。

2. 広告の範囲

市報に掲載できる広告等の内容については、要綱第3条の規定に該当する場合は掲載できないものとする。

3. 広告の掲載回数

広告は、各月1回発行する市報への掲載1回を1単位とする。

4. 広告の掲載規格等

- (1) 掲載位置及び枠数については市長が別に定める。広告の規格は原則として1枠縦48ミリメートル・横90ミリメートルとする。
- (2) 広告の色数は黒1色とする。

5. 広告掲載料

広告掲載料は広告1単位1枠について10,470円（消費税含む）とする。

6. 広告主の募集

広告主の募集は、ホームページ、市報等による公募を基本とする。

7. 広告掲載の申込み等

- (1) 広告の掲載を希望するものは（以下「申込者」という。）は、市報「広報うさ」広告掲載申込書（様式第1号）に所定の事項を記入し、広告の原稿を添えて、締切日（掲載を希望する市報発行月の前々月の25日）までに市長に申込みを行う。

市報発行月	締切日	市報発行月	締切日	市報発行月	締切日
4月	2月25日	8月	6月25日	12月	10月25日
5月	3月25日	9月	7月25日	1月	11月25日
6月	4月25日	10月	8月25日	2月	12月25日
7月	5月25日	11月	9月25日	3月	1月25日

- (2) 1回の申込みについては市報1号につき2枠、連続3か月までとする。
- (3) 締切日が市の休日に当たる場合は、宇佐市の休日を定める条例第2条によるものとする。

8. 広告掲載の優先順位等

- (1) 広告の掲載は要綱第4条により審査し、同じ順位の場合は掲載希望月の多いものを優先することができる。
- (2) 掲載枠数を超えて広告掲載の申込みがあり、前項の規定により申込者の順位が判断でき

ない場合は、各申込締切日後10日以内に抽選により決定する。抽選については別途秘書広報課から申込者に通知するものとする。

9. 広告掲載の決定

市長は要項7による広告掲載の申込みがあった場合は、内容を審査し、当該広告掲載可否について決定するものとする。

10. 広告原稿の作成及び提出

- (1) 1回の申掲載する広告は、申込者が要綱2、4の規定に従い作成するものとする。
- (2) 前項の規定により作成する広告に関する費用は、全て申込者が負担する。
- (3) 申込者は、市の指定した期日までに提出するものとする。

11. 広告料の納付

- (1) 申込者は市長の指定する期日までに、広告料を一括前納しなければならない。
- (2) 既に納付した広告料は還付しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により、広告掲載することができなかつたときは、その一部又は全額を還付することができる。

12. 広告掲載の責務

市報に掲載された広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとし、市は一切これに関与しない。

13. 広告掲載の取消し

市長は、要綱第12条のほか次のいずれかに該当する場合は、広告の掲載の決定を取消し、又は中止するものとする

- ① 指定する期日までに掲載料を納付しなかつた場合
- ② 指定する期日までに原稿を提出しなかつた場合

14. その他

この要項に定めるもののほか、広報広告の掲載について必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和元年10月1日から施行する。

様式第 1 号

市報「広報うさ」広告掲載申込書

年 月 日

宇佐市長

様

申込者 住 所
氏 名
代 表 者
電 話 番 号

Ⓔ

市報「広報うさ」に広告を掲載したいので、広告原稿を添えて下記のとおり申込みます。
なお、掲載に当たっては、宇佐市広告料収入事業実施要綱を遵守します。

記

1. 掲載回数 枠 回

2. 掲載希望月

掲 載 希 望 発 行 月	
年	月
年	月
年	月

市報「広報うさ」広告掲載決定通知書

第 号
年 月 日

宇佐市長

印

年 月 日付けで申込みがあった市報「広報うさ」広告掲載申込については、
下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 掲載月号

掲 載 発 行 月	
年	月
年	月
年	月

2. 広告料

梓 回分 合計 円

3. 広告掲載に関する注意事項

- ①広告料は 年 月 日まで納入してください。
- ②市報に掲載された広告の内容に関する責任は、広告主が負うものと
し、市は一切これに関与しません。
- ③市報広告掲載取扱要項第13の規定に該当する場合、広告掲載の決
定を取消し、又は中止することがあります。
- ④広告主の責に帰さない理由により広告掲載ができなかった場合を
のぞき、納付した広告料については還付できません。